

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年四月五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第六十
二回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

口

十
三
二

十
四

十
五

入札発行
国債市場
特別参加
者別第I
非格競
争入札
行及び
債市特
別参加
者第II
・格競
入札行
利率
経過
の払込
み

初期
利子

第二期
利子

十銭以上の
額百円につき
十九円九
十六銭

年〇・五パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額を加え、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{償付金} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{16}{365}}$$

令和元年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の期及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償付金} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 金 期 期
額 額 額 額 限

平 財 日 額 令
成 務 本 面 和
三 大 銀 金 三
十 臣 行 額 十
一 か 通 百 一
年 ら 知 円 年
四 通 づ 三
月 知 を き 月
五 受 百 二
日 け 円 十
者